

## 長野市動画制作支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、「長野市動画制作支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

### (業務の概要)

第2 業務の概要は、次のとおりとする。

(1)業務等の名称 長野市動画制作支援業務委託

### (契約の概要)

第3 契約の概要は次のとおりとする。

(1)業務等の名称 長野市動画制作支援業務委託

(2)業務内容 別紙「長野市動画制作支援業務委託仕様書」参照

(3)業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4)事業費の上限額 1,386,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

ただし、事業費の上限額は、本市の令和7年度当初予算に基づくものであり、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。

### (実施スケジュール)

第4 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

(1)実施の公告 令和7年5月21日(水)

(2)質疑の受付 令和7年6月2日(月)

(3)質疑に対する回答 令和7年6月6日(金)

(4)参加資格書及び企画提案書の受付

令和7年5月21日(水)～令和7年6月13日(金)

(5)書類審査及び結果通知 令和7年6月20日(金)まで

(6)プレゼンテーションの実施 令和7年6月30日(月)

(7)企画提案書及びプレゼンテーションによる提案内容の評価、優先交渉権者の決定

令和7年6月30日(月)

(8)仕様の協議及び見積 令和7年7月上旬

(9)契約締結 令和7年7月下旬(予定)

(10)事業の開始 令和7年8月(予定)

※上記スケジュールは、事業者選定委員会において必要に応じて変更できるものとする。

(提案者に求められる資格要件)

第5 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。又は、令和 7・8・9 年度の長野市物品・製造等競争入札参加資格審査申請を行っていること。
- (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和 60 年 5 月 1 日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成 18 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てをされた者（更正手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
- (6) 長野市暴力団排除条例（平成 26 年長野市条例第 40 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(質疑及び回答)

第6 質疑及び回答は次のとおりとする。なお、説明会を開催しないことから、疑問点は以下のとおり問い合わせること。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式 1）を電子メールに添付し「第 15 事務局」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 5 時まで

(3) 回答方法

質問書（様式 1）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで質問をした全者に一斉回答する。なお、質疑及び回答については回答日時に市公式ホームページにも掲載するもの。

(4) 回答日時 令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

(参加申請書の提出)

第7 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1)提出書類

ア 参加申請書(様式2)

イ 事業所概要調書(様式3)

ウ 誓約書(様式4)

エ 定款(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

オ 登記簿又は履歴事項全部証明書(法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の指名及び住所を記載した書類)

カ 市税の滞納がないことを証明する書類(写し可。直近3カ月以内のもの。市税の納付義務がない場合は不要)

キ 直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(又はこれらに類する書類)

※令和7・8・9年度物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、オ・カ・キは不要

(2)提出期間

令和7年5月21日(水)から令和7年6月13日(金)午後5時まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで

(3)提出部数 各1部

(4)提出場所 「第15 事務局」と同じ

(5)提出方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の提出書類を、持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、本市への到着が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とする。なお、参加申込書を提出した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができるものとする。ただし、その際には辞退届(任意様式)を速やかに提出すること。

(6)その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

(企画提案書の作成要領)

第8 企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1)様式等の形式

- ア サイズ A4判用紙（縦又は横）
- イ 文字方向 横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
- ウ 印刷方法 両面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く。）
- オ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと
- カ ページ数 表紙及び目次を除き、50ページ以内とする
- キ その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない

## (2)体裁

- ア 表紙
  - (ア) 題名（「長野市動画制作支援事業企画提案書」）を記載
  - (イ) 作成年月日（令和7年〇月〇日）を記載
- イ 目次
  - 表紙の次ページに目次を付すこと。
- ウ 製本方法
  - 表紙、目次、企画提案内容を1部ごとに一冊のファイルに綴じること。

## (3)企画提案内容

- ア 「別表1」の企画提案項目一覧に記載する提案項目について、提案内容を記載すること。

## (4)動画

- ア 再生時間 60秒以内
  - イ 動画内容 長野市をPRするもの
- ※なお、動画については、著作権などに留意し制作すること。

## （企画提案書の提出）

第9 企画提案書の提出は、次のとおりとする。

### (1)提出部数

- ア 企画提案書（正本） 1部
- イ 企画提案書（副本） 9部

### (2)提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

### (3)提出期間

令和7年5月21日（水）から令和7年6月13日（金）午後5時まで  
受付時間は、午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所 「第 15 事務局」と同じ。

(5) その他

ア 1 事業者が複数の提案をすることは認めない。

イ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

ウ 「第 8 企画提案書の作成要領」に従っていない場合は、失格とする。

エ 動画については、審査実施日に持参し、放映すること。

(書類審査及び結果通知)

第 10 参加申請書及び企画提案書を提出した者には、書類審査を実施し、令和 7 年 6 月 20 日（金）までに参加申請書（様式 1）に記載されたメールアドレス宛てに審査結果等を電子メールで回答する。

(提案内容の審査及び結果通知)

第 11 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和 7 年 6 月 30 日(月)

(詳細な日時、方法等については、各提案者へ事前に通知する。)

イ 実施場所 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市役所第一庁舎 5 階 庁議室

ウ 実施内容 会社概要等、動画放映(60 秒以内)を含め説明時間 20 分、質疑応答 5 分(予定)

エ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

オ 提出された参加申請書及び企画提案書に対し、補足説明及び質疑応答は不要と判断した場合は、プレゼンテーションは実施せず、提出された企画提案書のみで審査を実施する場合がある。この場合の審査結果は、(2)に規定する審査と同様に扱うものとする。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「長野市動画制作支援業務委託事業者選定委員会」において審査する。

ア 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表 2」の評価基準に基づき採点する。

イ 企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目の配点は、「別表 3」のとおりとする。

ウ 合計得点の算出方法

(ア) 各評価者の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。

(イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

(ウ) 上記イによる全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

#### エ 選定対象事業者の決定

最低基準点（最高得点の 70%以上）を満たし、最も高い合計得点の者を選定対象事業者（優先交渉権者）として決定する。

(3)各提案者には、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで審査結果等を通知する。

#### （仕様の協議及び見積）

第 12 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1)優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2)優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3)契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者が協議のうえ決定する。
- (4)契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5)本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

#### （提出書類の取扱い）

第 13 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が本市へ提出する書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1)提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2)提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3)提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4)提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成 13 年長野市条例第 30 号）に基づく公開請求があった場合は、提案者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5)提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

#### （その他）

第 14 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1)本プロポーザルに関する 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2)提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3)本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (4)次のいずれかに該当した者は、失格とする。
  - ア 第5の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
  - イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者
  - ウ 企画提案書において、第3の「契約の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者
  - エ 提出書類に虚偽の記載をした者
  - オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(事務局)

第 15 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市企画政策部広報広聴課（長野市役所第一庁舎 6 階）

担当者：中島、草間

電 話：026-224-5004（直通）

F A X：026-224-5102

E m a i l：kouhou-kouchou@city.nagano.lg.jp

別表１ 企画提案項目一覧

| 項目           | 記載内容                      |
|--------------|---------------------------|
| 1 基本方針       | 基本方針、心構え、企業倫理、企業理念等       |
| 2 業務経験及び業務実績 | 類似業務についての経験やノウハウ、取り組みや体制等 |
| 3 企画内容       | 企画内容(仕様書「５業務内容」の業務)       |
| 4 デザイン       | 明瞭的かつ印象的なデザイン             |
| 5 実現性・指導力    | 事業者指導の元、市職員で実現可能か等        |
| 6 動画制作スケジュール | 動画制作スケジュール                |
| 7 概算費用、運営体制  | 概算費用、運営体制                 |

別表２ 提案内容評価基準

| 評価基準     | 採点 |
|----------|----|
| 非常に優れている | ５点 |
| 優れている    | ４点 |
| 標準的      | ３点 |
| 標準より劣る   | １点 |
| 評価に値しない  | ０点 |

別表３ 評価項目の配点

| 評価項目         | 配点   |
|--------------|------|
| 1 基本方針       | ５点   |
| 2 業務経験及び業務実績 | ５点   |
| 3 企画内容       | ２５点  |
| 4 デザイン       | ２５点  |
| 5 実現性・指導力    | ２５点  |
| 6 動画制作スケジュール | １０点  |
| 7 概算費用、運営体制  | ５点   |
| 合計           | １００点 |